

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	海陽町

海陽町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業振興課
所 在 地 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 1 2 8
電 話 番 号 0 8 8 4 - 7 3 - 4 1 6 1
F A X 番 号 0 8 8 4 - 7 3 - 4 1 6 0
メールアドレス sangyoshinko@kaiyo-town.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、サル、ニホンジカ、カラス、カウ ウ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アオ サギ、ゴイサギ、カルガモ、ドバト
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	海陽町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	56.5万円／ 61a
	野菜、果樹	0万円／ 0a
サル	水稲	16.5万円／ 18a
	野菜、果樹	0万円／ 0a
ニホンジカ	水稲	12.5万円／ 13a
	野菜、果樹	0万円／ 0a
ハクビシン	水稲	0.0万円／ 0.0a
	野菜、果樹	0万円／ 0a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

- ①イノシシとニホンジカについては、対策を実施した圃場においては被害減少傾向にあるが、対策を実施していない圃場には、依然被害が発生している。
- ②サルについては、スリングショットによる追い払い活動を実施した地域では被害が減少している。しかし、一部の地域において群れでの出現が増大するとともに、被害金額が算出しにくい産直用や自家用野菜、果樹などに被害が拡大しており、生産意欲を大きく減退させている。また、近年、住宅地へ出没するなど、人への危害が懸念される。
- ③ニホンジカについては、住宅地周辺での目撃例が減少傾向にあるが、その被害は、水稲、ブロッコリー、菜の花、ゆずなど多岐にわたり依然被害が発生している。
- ④イノシシ、サル、ニホンジカとも山際の圃場を中心に一年中被害が発生している。
- ⑤カラスについては、水稲を中心に野菜や果樹への被害が年間を通じて発生している。被害区域は、山際や河川沿いなどのカラスの寝床となりうる場

所が近くにある圃場が多い。

⑥カワウについては、夏から秋にかけて、アユ・アメゴ等への食害が多くなっている。被害区域は、海部川流域が主である。

⑦ハクビシン、タヌキについては、自家用野菜を中心に被害が拡大しており、生産意欲を大きく減退させている。

⑧アライグマについては、現在生息確認はなく被害もないが、徳島県北部では被害が発生し、拡大傾向にあるため、海陽町においても注意深く見守っていく必要がある。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害面積 (a)	イノシシ	61a	58.0a
	サル	18a	14.0a
	ニホンジカ	13a	10.0a
被害金額 (万円)	イノシシ	56.3万円	52.0万円
	サル	16.5万円	12.0万円
	ニホンジカ	12.5万円	10.0万円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	町において、捕獲鳥獣に対する報奨金制度を導入している。 町、農業者、猟友会と連携し、捕獲檻を設置している。	報奨金制度を導入しているが、捕獲頭数は若干減少傾向にある。 駆除等を行う猟友会員の高齢化が顕著なため、活動範囲の縮小と捕獲計画の達成が懸念される。 また、報奨金制度について、町の財政負担が大きい
防護柵の設置等に関する取組	郡内ほぼ全域において、金網柵、ネット柵、電気柵、トタン柵等を設置している。	町においては高齢化が進んでおり、侵入防護柵の設置において労力負担が大きく、継続的かつ効果的な設置が困難になりつつある。

生息環境管理その他の取組	町民に対し、被害防止技術等に関する知識の普及啓発を継続的に行うとともに、一部地域においては放任果樹の除去も行っている
--------------	--

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣の捕獲計画を達成するため、駆除等を行う猟友会員数の確保を図る。
また、金網柵、ネット柵、電気柵、トタン柵等侵入防止柵については、団地化と共同管理を進め、効果的な設置や維持・管理経費の削減を図る。

イノシシ、ニホンジカについては、各集落に捕獲檻を配置し捕獲を行うとともに、被害が多発している集落には侵入防止柵を設置し、被害の軽減を図る。また、猟友会による有害捕獲及び個体数調整で生息密度を低下させる。

サルについては、大型捕獲檻を活用した捕獲を行うとともに、住民の方を対象に被害防止等の講習会を行う。

一部地域では放任果樹の除去や、緩衝帯の設置を進める。

カラスについては、被害状況に応じて捕獲檻等により被害の軽減を図る。

カワウ、アオサギ、ゴイザギ、カルガモ、ドバトについては、銃による追い払いや駆除を行うことで被害の軽減を図る。

ハクビシン、タヌキについては、捕獲檻を設置し被害の軽減を図る。

アライグマについては、注意深く見守り、生息及び被害確認に努める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会と委託契約を結び有害捕獲・個体数調整を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の

捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8	イノシシ、サル、ニホンジカ、カラス、カワウ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、アオサギ、ゴイサギ、カルガモ、ドバト	捕獲檻の導入設置 一斉捕獲の実施 狩猟免許取得の促進
令和 9	〃	〃
令和 1 0	〃	〃

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
徳島県が策定した適正管理計画及び近年の捕獲実績を参考に設定した。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度
イノシシ	3 0 0	3 0 0	3 0 0
サル	1 0 0	1 0 0	1 0 0
ニホンジカ	6 0 0	6 0 0	6 0 0
ハクビシン	1 0	1 0	1 0
タヌキ	2 0	2 0	2 0

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
①イノシシ、サル、ニホンジカについては、引き続き報奨金制度を維持し、

捕獲を円滑に進める。また、捕獲檻を活用した捕獲を積極的に進める。

②サルについては、大型捕獲檻を活用した捕獲を行うとともに、追い払いや一斉捕獲を講じる。

③町内全域において年間を通して被害が発生しているので、有害駆除による捕獲を進める。また、猟友会員の増加を図り、猟期中においては、狩猟圧を高めるよう努める。

④引き続き捕獲檻の導入・設置による捕獲やくくり罠の研修など捕獲技術の向上に努める。

⑤ハクビシン、タヌキは、くくり罠や捕獲檻を利用し捕獲に努める。

⑥アライグマについては、生息を確認次第、捕獲檻を設置し捕獲に努める。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

大型のイノシシ、ニホンジカに対しては、散弾銃では手負いになってしまう恐れがあるため、バックストップがある場合等、危険性がない場合に限り使用する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、サル、ニホンジカ	自力施工による侵入防止柵（電気柵、	自力施工による侵入防止柵（電気柵、	自力施工による侵入防止柵（電気柵、

	金網柵、ネット柵) の導入 1, 000 m	金網柵、ネット柵) の導入 1, 000 m	金網柵、ネット柵) の導入 1, 000 m
--	------------------------------	------------------------------	------------------------------

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ、サル、ニホンザル	侵入防止柵の保守 及び修繕 100 m	侵入防止柵の保守 及び修繕 100 m	侵入防止柵の保守 及び修繕 100 m

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8	イノシシ、サル、ニホンジカ	対策資料の配布、花火での追い払い、緩衝帯の設置、中山間直接支払対象農地と一体となった周辺林地や農地の草刈りの実施。 耕作放棄地を解消し、地域振興作物の推進を図る。
令和9	〃	〃
令和10	〃	〃

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
海陽町	有害鳥獣捕獲の許可
徳島県美波農林事務所 徳島県阿南農林事務所	有害鳥獣捕獲に関する助言・指導
海陽町猟友会	有害鳥獣捕獲の実施
牟岐警察署	情報提供・助言・指導
徳島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣に関する助言・指導

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の

名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民等からの目撃情報

↓

海陽町

↓

- ①教育委員会
- ②牟岐警察署
- ③該当地区猟友会
- ④鳥獣保護管理員
- ⑤徳島県美波農林事業所、徳島県阿南農林事業所

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、サル、ニホンジカ、カラス、カワウ、アオサギ、ゴイサギ、カルガモ、ドバト、タヌキ、ハクビシン、アライグマについては、捕獲者所有の敷地内または、借地等で埋設を行う。
また、処理・加工施設に先進事例調査、研究を行い、町内へのイノシシ、ニホンジカの肉の利活用の導入の可能性を探る。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	海陽町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
海陽町	鳥獣被害対策事業の実施・検討 鳥獣被害対策の普及・啓発
徳島県農業協同組合 海陽町農業委員会 海部川漁業協同組合 海陽町猟友会	鳥獣被害実態調査 被害状況等情報提供 鳥獣被害対策の普及・啓発・情報提供 有害捕獲・個体数調整及び鳥獣被害実態調査

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
徳島県美波農林事務所 徳島県阿南農林事務所	海陽町内の鳥獣被害対策への助言及び支援

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

海陽町職員（町長が指名した職員）で鳥獣被害対策実施隊を結成し、捕獲や防護柵の設置のほか、被害対策への取組を進める。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業者を対象にした鳥獣被害防止の講演会の開催や専門家を招いた現地指導等の充実を図り、集落ぐるみでの鳥獣被害対策の啓蒙に努める。また、鳥獣の生息・環境調査を実施し、結果を基にした防護柵の改善検討や啓発資料を配付する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。